

関東百貨店健康保険組合

特定健康診査等実施計画（第4期）

令和6年 4月

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

第四期特定健康診査等実施計画においては、第三期までの枠組みを維持しつつ、今期から特定保健指導の評価対象が実績重視になった点を踏まえ、取り組むものとする。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.2%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率を以下のように定める。

実施率の目標値（%）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
被扶養者	28.0	28.0	29.0	29.0	30.0	30.0
被保険者+被扶養者	84.9	85.0	85.2	85.2	85.2	85.2

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を30%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率を以下のように定める。

実施率の目標値

（被保険者+被扶養者）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(人)	142,805	147,859	152,510	156,900	161,338	165,829
特定保健指導対象者数(人)	24,212	25,086	25,953	26,701	27,500	28,256
実施率(%)	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0
実施者数(人)	3,631	4,515	5,449	6,409	7,425	8,477

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、平成20年度と比較した「特定保健指導対象者の割合の減少率」を25%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

被保険者（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	121,239	125,695	129,764	133,362	137,017	140,733
目標実施率(%)	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
目標実施者数	115,178	119,411	123,276	126,769	130,167	133,697

被扶養者（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	21,566	22,164	22,746	23,538	24,321	25,096
目標実施率(%)	28.0	28.0	29.0	29.0	30.0	30.0
目標実施者数	6,039	6,206	6,597	6,827	7,297	7,529

被保険者＋被扶養者（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	142,805	147,859	152,510	156,900	161,338	165,829
目標実施率(%)	84.9	85.0	85.2	85.2	85.2	85.2
目標実施者数	121,217	125,617	129,873	133,596	137,464	141,226

※対象者数とは事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数

※40歳以上対象者は保険者で実施せず他(事業主等)からデータを受領する数を加算

2 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	142,805	147,859	152,510	156,900	161,338	165,829
動機付け支援対象者	10,684	11,191	11,709	12,178	12,683	13,170
実施率(%)	21.4	23.1	24.9	26.7	28.5	30.4
実施者数	2,289	2,580	2,913	3,250	3,619	4,008
積極的支援対象者	13,528	13,895	14,244	14,524	14,818	15,087
実施率(%)	9.9	13.9	17.8	21.8	25.7	29.6
実施者数	1,342	1,935	2,537	3,159	3,806	4,469
保健指導対象者計	24,212	25,086	25,953	26,701	27,500	28,256
実施率(%)	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0
実施者数	3,631	4,515	5,449	6,409	7,425	8,477

III 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、被保険者について、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）との共同事業による指定医療機関で事業所巡回健診または施設健診と組合契約の指定医療機関で行う施設健診を実施する。また、指定医療機関の利用が困難な場合は指定外として東振協指定または組合契約以外の東京23区内を除く医療機関において実施する。

被扶養者については、東振協共同事業による指定医療機関および組合契約の指定医療機関で施設健診を行うが、被保険者同様に指定医療機関の利用が困難な場合は指定外の医療機関（東京23区内を除く）で実施する。

特定保健指導は、外部委託先と組合運営サポート、組合契約指定医療機関及び東振協保健指導支援センターに委託し、実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期について、被保険者、被扶養者の配偶者、配偶者以外の家族とも通年とする。

(4) 受診方法

当健康保険組合の加入事業所のうち、「法定健診受託契約」を締結している事業者については、従来、保健事業として行っている健康診断を事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断として利用する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第21条第2項によりその実施を受託するものとする。

- ・被保険者は、事業者が当健康保険組合が定める「健診等補助金規程」及び「健康診断実施要領」に基づき、事業所巡回、施設健診（指定・指定外医療機関）のいずれかにより、特定健診を受診する。

- ・被扶養者については、施設健診（指定・指定外医療機関）により受診する。

- ・特定保健指導については、事業主、外部委託先、組合契約指定医療機関、東振協保健指導支援センターと連携を図り実施する。

(5) 外部委託の有無

① 特定健康診査

東振協及び当組合が直接契約する医療機関が充足していない地域においては、状況に応じて健康診断の実施が円滑に行われるよう契約、委託などについて検討する。

② 特定保健指導

事業所の積極的な取り組みをサポートするため、特定保健指導実施事業者に委託する。

また、実施率の向上に向け「健診当日の初回実施」が可能な医療機関の拡充のため、新規委託先について検討する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、関東百貨店健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導実施機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合健康管理部職員に限る。

外部の事業所へ業務委託する場合には、契約内容にデータ利用の範囲・利用者等を契約書に明記したうえで契約を締結する。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表は、ホームページに掲載する。周知については、当健保組合広報誌及びホームページに掲載して行う。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年度、健康管理推進委員会において評価を実施し、中間年度に評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他、必要がある場合には見直すこととする。

VII 特定健康診査等の円滑な実施を確保するため、事業主との連携・協力体制の構築

事業主と健保組合の協働により保健事業の実行性を高め、健康経営の視点で事業主とメリットを共有し、被保険者・被扶養者共に特定健診・特定保健指導に対する認知度を高め、十分な理解のうえで積極的に受診する等の協力が得られるよう、情報提供や啓発活動を推進する。